

新潟市中之口農業体験公園条例をここに公布する。

平成23年9月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第47号

新潟市中之口農業体験公園条例

(設置)

第1条 中之口地区のもつ地域資源を活用して農作業体験の機会及び自然生態系に配慮した憩いの場を提供することにより、都市と農村との間の交流を推進し、もって地域の活性化を図ることを目的として、新潟市中之口農業体験公園（以下「農業体験公園」という。）を新潟市西蒲区東小吉775番地1に設置する。

(施設)

第2条 農業体験公園に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 市民農園
- (2) 体験農園
- (3) 交流広場
- (4) 管理棟

ア 研修室

(管理棟の休館日)

第3条 管理棟の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(管理棟の開館時間)

第4条 管理棟の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、午後5時30分から午後9時30分までの間における研修室の利用を許可する場合は、午前9時から当該利用の終了の時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更

することができる。

(市民農園等の利用を希望する者の公募等)

第5条 市長は、市民農園又は体験農園（以下「市民農園等」という。）の利用を希望する者を公募するものとする。

2 市民農園等を利用することができる者は、市内に住所を有する者で農業者以外のものとする。

(利用の許可)

第6条 市民農園等を利用しようとする者及び研修室を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(研修室の利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室の利用を許可しない。

(1) 研修室の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 研修室の利用の内容又は方法が農業体験公園の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修室の管理上支障があると認められる場合

(利用の取止め等の申出)

第8条 市民農園等の利用の許可を受けた者及び研修室の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、市民農園等又は研修室の利用を事前に取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。市民農園等の利用をその許可を受けた期間の途中で中止しようとする場合も同様とする。

(使用料)

第9条 市長は、利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第10条 使用料は、市民農園等又は研修室の利用を許可する時に徴収する。ただし、市民農園の利用の許可の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第16条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 市長は、第10条第2項の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項ただし書に規定する場合に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第13条 利用者は、市民農園等又は研修室をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第14条 利用者及び農業体験公園の入園者（以下「利用者等」という。）は、農業体験公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為のうち植物を採取する行為及び第4号から第6号までに掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 植物を採取し、損傷し、又は汚損すること。

(2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。

- (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (5) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (6) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (7) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が農業体験公園の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第15条 市長は、この条例の規定による許可に農業体験公園の管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは農業体験公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの
- (4) 市民農園を正当な理由なく耕作しない者

2 市長は、農業体験公園の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

3 前2項の場合において、利用者等に生じた損害については、市長は、賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 市民農園等又は研修室の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) 退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第18条 利用者等は、農業体験公園の植物、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、農業体験公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に農業体験公園の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第20条 農業体験公園の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、農業体験公園の指定管理者とするものとする。

- (1) 農業体験公園の平等利用が確保されること。
- (2) 農業体験公園の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらか

じめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が農業体験公園の設置の目的を効果的に達成することができると思われるときは、被選考者を指定管理者とすることができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） この条例の規定による許可に関する業務
- （2） 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- （3） 第16条第1項又は第2項の規定による退去等の命令に関する業務
- （4） 第17条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- （5） 農業体験公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （6） 農業体験公園の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務
- （7） その他農業体験公園の管理上、市長が必要と認める業務

（秘密を守る義務）

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第23条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第19条から第23条までの規定 平成24年4月1日

(準備行為)

2 市民農園等の利用を希望する者の公募，市民農園等又は研修室の利用の許可，事前の取止めの申出及び許可の取消し，使用料の徴収，納付期日の決定，免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，この条例の規定の例により行うことができる。

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行（附則第1項第2号の規定による施行をいう。）前においても，この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

1 市民農園等

施設	単位	使用料の額（円）
市民農園	1平方メートルにつき年額	200
体験農園	1人又は1家族につき年額	1,200

備考 市民農園等を年度の途中から利用する場合でも，日割計算は，行わない。

2 研修室

施設	使用料の額（円）		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時30分まで)
研修室	900	1,200	1,350

備考

1 午前及び午後，午後及び夜間又は午前から夜間までの区分を継続して利用する場

合の使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。

- 2 利用時間が上表及び備考1に規定する利用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。
- 3 上表に規定する利用時間以外の時間（備考1に規定する場合における正午から午後1時までの時間を除く。）に利用する場合の使用料の額は、1時間につき300円とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考1及び備考3に規定する使用料の額の200%に相当する額とする。
- 5 研修室の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。